

府県からの指定状況(一般財団法人日本建築総合試験所の判定業務対象建築物)

No.	府県名	判定業務対象建築物
1	富山県	富山県知事指定の指定構造計算適合性判定機関である指定確認検査機関が判定を求める建築物
2	福井県	全国的に展開している指定構造計算適合性判定機関である指定確認検査機関が判定を求める建築物
3	岐阜県	木造又は木造を併用する建築物以外で、他の指定構造計算適合性判定機関が、法第18条の2第3項の規定により読み替えて適用される法第6条の2第3項の規定により指定確認検査機関として求めなければならない判定に係る建築物
4	三重県	全国的に展開している指定構造計算適合性判定機関である指定確認検査機関が判定を求める建築物
5	滋賀県	すべての建築物
6	京都府	すべての建築物
7	大阪府	原則として次のいずれかに該当する建築物 (1) 高さが31m又は延べ面積が3,000㎡を超える建築物及びそれらの建築物と同一敷地内にある建築物 (2) 大阪府指定構造計算適合性判定機関の指定に係る審査基準第3第二号及び第三号の規定により、他の指定構造計算適合性判定機関で判定が行えない建築物及びそれらの建築物と同一敷地内にある建築物 (3) 計画通知に係る建築物 (4) 判定機関である他の指定確認検査機関が判定を求める建築物
8	奈良県	すべての建築物
9	和歌山県	すべての建築物
10	鳥取県	原則として次のいずれかに該当する建築物 (1) 特殊な構造の建築物 (2) 鳥取県知事指定の構造計算適合性判定機関である指定確認検査機関が判定を求める10,000㎡超の建築物
11	島根県	原則として、延べ面積が2,000㎡を超える建築物 ※2,000㎡以下であっても下記のものとは対象建築物とする。 1 構造計画、構造計算(限界耐力計算など)、及び使用した構造計算プログラムが特殊なもの 2 その他、他の判定機関等が判定できないもの
12	岡山県	原則として、延べ面積が2,000㎡を超える建築物 ※2,000㎡以下であっても下記のものとは対象建築物とする。 1 構造計画、構造計算(限界耐力計算など)、及び使用した構造計算プログラムが特殊なもの 2 その他、他の判定機関等が判定できないもの
13	山口県	原則として次のいずれかに該当する建築物(山口県知事が特に認める建築物を除く) (1) 延べ面積が、3,000㎡を超える建築物 (2) 建築基準法施行令第81条第2項第一号口の基準による構造計算を行う建築物 (3) 特殊な構造計算プログラムによるもの等で建築主事等が特に必要と認める建築物 (4) 前各号に掲げる建築物と同一の建築確認申請に係る他の建築物
14	徳島県	全国的に展開している指定構造計算適合性判定機関である指定確認検査機関が判定を求める建築物
15	香川県	全国的に展開している指定構造計算適合性判定機関である指定確認検査機関が判定を求める建築物
16	愛媛県	すべての建築物
17	高知県	原則として次のいずれかに該当する建築物(高知県知事が特に定める建築物を除く) 1 延べ面積が500㎡を超える建築物 2 建築基準法施行令第81条第2項第一号口の基準による構造計算を行う建築物 3 特殊な構造計算プログラムによるもの等で建築主事等が特に必要と認める建築物 4 前各号に掲げる建築物と同一の建築確認申請及び計画通知に係る判定が必要な他の建築物
18	福岡県	全国的に展開している指定構造計算適合性判定機関である指定確認検査機関が判定を求める建築物(限界耐力計算等により安全性を確かめた建築物に限る)
19	宮崎県	一般財団法人日本建築センターが判定を求める建築物
20	鹿児島県	鹿児島県知事が指定する全国的に展開している指定構造計算適合性判定機関である指定確認検査機関が判定を求める建築物
21	沖縄県	すべての建築物

(各府県共通事項)

- 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなす。
- 1件の確認申請において複数の判定対象の申請建築物がある場合、1の建築物が対象建築物であれば、他の建築物も対象建築物とする。
- 上記対象建築物は確認申請か計画通知であるかによらない。(大阪府を除く。)
- 他の指定構造計算適合性判定機関が、「指定構造計算適合性判定機関の指定について」(平成19年5月15日付け国住指定第281号)別添第3第二号及び第三号の規定により判定できないものは対象建築物とする。
- 「指定構造計算適合性判定機関の指定について」(平成19年5月15日付け国住指定第281号)別添第3第二号及び第三号の規定により当法人が判定できないものを除く。